

<EU-ACP>開発協力の半世紀（二）

大 隈 宏

III EU 開発協力の原型——第四部連合と連合協定

「ロメの歴史は、南北関係——そのルーツは植民地時代にまでさかのぼることができるが——をきわめて忠実に反映している。EEC を設立するローマ条約が調印された 1957 年、締約国のうち数カ国は、植民地を保持していた。これら植民地保有国は、植民地との経済的関係を解消する意思はなく、その結果、必然的に、ローマ条約に植民地を共同体と結びつける（第 131 条以下の）諸規定が設けられることとなった。こうして、第一次欧州開発基金が設立された。いうまでもなく、植民地がこうした措置について了承を求められることはなかった。やがて植民地は独立。それにともない、EEC 諸国が、新たに独立国となった植民地との間に従来通りの関係を継続させるためには、国際協定を締結することが必要となった¹⁾。」

この指摘は、1975 年 2 月、EEC と ACP 諸国との間に締結された（第一次）ロメ協定を端緒とし、その後、四半世紀にわたり EU—開発途上国関係の中核を構成したロメ体制のルーツを端的に示している。そこでは、(1) EU—開発途上国関係は、グローバル・レベルにおける南北開発協力のメガ・トレンドに大きく規定されている。(2) EU—開発途上国関係は、植民地主義の負の遺産、とりわけその清算方法・形態と密接に関連している。(3) EU—開発途上国関係が形作られる初期の段階（萌芽期）においては、植民地は客体にとどまり、EU による一方的な措置を通じて、開発途上国（植民地）との関係が構築された。(4) 植民地が独立し、主権国家としての形式的要件を備えるにともない、

EU と開発途上国（旧植民地国）との関係は、国家間の法的契約（協定）に基づいて展開されるようになった——という EU—開発途上国関係の歴史的推移が浮き彫りにされている。それは具体的には、第四部連合から連合協定（二次にわたるヤウンデ協定、およびアルーシャ協定）へと至る長い懐妊期間に基礎付けられており、その概要は、以下の通りである。

III—1 動揺する西欧植民地帝国

第二次世界大戦が終結し、希望に満ちた新しい国際秩序の構築に向けて世界が歩き始めた 1945 年後半——。世界総人口、約 25 億人の 30 パーセントに相当する 7 億 5000 万人以上の人々が依然として植民地支配下に置かれており、植民地制度の解体は、正義の実現を標榜する戦後国際社会にとって急務の課題であった²⁾。それは、「非自治地域に関する宣言」と題する国連憲章第 11 章の次の規定に象徴的に示されている。「人民がまだ完全には自治を行うに至っていない地域の施政を行う責任を有し、又は引き受ける国際連合加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、且つ、この地域の住民の福祉をこの憲章の確立する国際の平和及び安全の制度内で最高度まで増進する義務……を神聖な信託として受諾する」。

1946 年 1 月、ロンドンで開催された第一回国連総会が、「非自治人民」と題する決議を満場一致で採択し、「国連は、その第一回総会において、完全な自治を未だ達成しておらず、総会において直接的に代表されない人々の問題とこれら人々の政治的願望を強く認識する」と宣言したのは、国連が非植民地化に向けて大きく踏み出す決意であることを国際社会に強くアピールするものであった。とはいえ、その後の事態の推移は決して直線的ではなかった。国連に主導される国際社会は、植民地における民族自決主義、ナショナリズムの高揚と相俟って、非植民地化へ向け歩を進めた。その結果、西欧植民地帝国は、非植民地化という新たな潮流に激しく揺れ動かされていった。しかしそれは、西欧植民地帝国の即時解体をもたらすものではなかった。国連自身が、『国連半世紀の軌跡』の中で注意深く指摘したように、「(国連が) 非植民地化へ関与し始めるに際しての責任に関する革新的ではあるがどこか消極的な発言は、画期的

な1960年の植民地諸国および諸人民に対する独立付与宣言と1961年のその実施のための監視委員会の創設によって補われ(た)」。それは、「民族解放運動への支援を含め、自治運動を監視し促進することに対する国際社会の積極的な関与」と連動して、非植民地化に新たなモメンタムを付与するものになった。非植民地化は、戦後15年を経過して採択された「1960年の宣言が、外国の支配と搾取への人民の従属は基本的人権の否定であり憲章に反すると明言して以来、法的要請となった」のである³⁾。

西欧植民地帝国は、非植民地化という国際的逆風に直面して動揺しながらも、植民地との間に、古い絆を確保し、新しい絆を構築する方策を摸索していった。それは、以下のように、ビッグバンを回避し、宗主国に有利なかたちでのソフト・ランディングを図ろうとするものであった⁴⁾。

(1) フランス

フランス領赤道アフリカ、仏領ギアナ、仏領西アフリカ、インドシナ、マダガスカルならびに保護領・・・等、16の「非自治地域」を擁し、またカメルーンやトーゴランドを信託統治下に置くフランスは、非植民地化という世界的潮流に対して、敢えてそれに抗する姿勢をあらわにした。すなわちフランスは、フランス語とフランス文化の擁護、フランスの軍事的プレゼンスおよび治安維持機能の確保、フラン圏の維持・強化、フランスの安全保障と原材料の確保を国家目標として掲げ、その実現に向けて、地政学的な観点から、植民地との特別な関係の維持、さらには強化を図った。それはいわゆる、ユーラフリカ(EurAfrica)構想に典型的に示されるとおりである。1950年-1955年にかけての時期、世界の援助総額に占めるフランスの割合は、30パーセントと、イギリスの10パーセントを大幅に上回り、アメリカの50パーセントに次ぐ、第2位の地位を占めた。フランスの援助は旧仏領アフリカに集中しており、教師や行政官の派遣という形での技術援助が大きな特徴となっている。——これらの事実は、戦後フランスの植民地政策の基本戦略を如実に示している。

(2) 西ドイツ

ドイツは、第一次世界大戦の敗北により、海外に保有していた植民地をすべて没収された。すなわち、ドイツの全植民地は、国際連盟の委任統治領という

かたちで戦勝国たる連合国に引き渡された。ブラックアフリカの場合、ドイツ領南西アフリカは、イギリスへ；ドイツ領東アフリカは、イギリスとベルギーへ；カメルーンは、フランスとイギリスへ；トーゴは、フランスとイギリスへ——それぞれ譲渡された。またドイツ南洋諸島は日本領となった。このような歴史的経緯から、第二次世界大戦が終結した時点において、西ドイツ（ドイツ連邦共和国）は植民地とは一切無縁の存在であった。西ドイツは、一切のしがらみから解放された自由な立場から、特定の開発途上国との間に緊密な関係を維持しようとする地域主義アプローチに反対の立場をとり、経済的グローバリズムを強く標榜したのである。とはいえそれは、西ドイツが旧植民地国（新興独立国）に対して無関心であったということではなかった。西ドイツは、東西冷戦の狭間に揺れ動く分断国家として、高度に政治的な外交戦略の観点から、新興独立国との関係を構築したのである。すなわち、西ドイツは、第三世界を舞台とする、米ソ冷戦の一環として、具体的には対ソ封じ込め政策の一環として援助政策を展開した。それは、いわゆる「ハルシュタイン・ドクトリン」にみられる通りである。西ドイツは、敵対する東ドイツ（ドイツ民主共和国）の国際的承認を阻止するための外交手段として援助政策を展開していったのである。

(3) ベルギー

ベルギーは、ベルギー領コンゴ（ザイール）を植民地として保有していた。また第一次世界大戦後、委任統治領としてドイツから取得したルワンダーウルンジ（ブルンジ）に関しては、国連の下で新たに発足した国際信託統治制度に基づき、引き続き、信託統治地域として管理することとなった。後者は、狭小な内陸地域として貧困にあえぐ存在であったが、前者は鉱物資源に恵まれた広大な地域であり、ヨーロッパの小国ベルギーの植民地保有国としての立場を支えるものであった。こうしてベルギーは、第二次世界大戦後も、教会や労働組合に代表される人道主義の立場、官僚機構や経済界に代表される既得権益擁護の立場、さらにはアフリカを西側陣営にとどめておこうという戦略的立場——これらさまざまな思惑が微妙に交錯するかたちで、アフリカとの関係を維持したのである。

(4) オランダ

1945年8月17日、すなわち日本の連合国に対する無条件降伏から2日後、インドネシアは独立を宣言した。これに対して、宗主国オランダは、インドネシアの再植民地化を図り、軍隊を派遣した。こうして新生インドネシアとオランダとの間に、独立戦争が繰り広げられた。とはいえ、国際世論、とりわけ超大国アメリカは、インドネシアの独立に対してきわめて好意的であり、形勢はオランダにとって絶対的に不利であった。その結果、1949年末、インドネシア連邦共和国に国家主権が委譲され、ついで1950年8月、単一のインドネシア共和国が発足した。オランダは、ニューギニア島の西半分(西イリアン)を残してインドネシアからの完全撤退を余儀なくされ、それ以外にオランダが保有する植民地は、僅かにスリナムとカリブ海のオランダ領アンティルのみとなった。ともあれ、このような苦い経験は、マーシャル・プランによる急速な戦後復興の達成とも相俟って、その後のオランダの対開発途上国政策に一大転機をもたらした。オランダは、民族自決主義の奔流に逆らうことの愚かさを、さらにまた外部からの支援の重要性(効用)を痛感させられたのである。こうしてオランダは、アメリカ大統領トルーマンの提唱したポイント・フォー計画(後進地域開発計画)を全面的に支持し、新興独立国の国造りを積極的に支援していった。それは、次のような理念(思惑)に促されるものであった。――

(1) 博愛と連帯の精神に基づき、国境の枠にとらわれず、世界規模で社会正義の実現をめざす。(2) 永続的な平和を実現するためには、豊かな国と貧しい国との間の格差を是正することが不可欠である。それは、貧しい国の共産主義陣営への傾斜を阻止し、新興独立国を自由主義陣営に組み入れることにもつながる。(3) オランダは、小国ではあるが過去の植民地経営の経験から、新興独立国の国造りに関して、豊かなノウハウを蓄積している。それを国際開発戦略に積極的に活用・反映させることは、オランダにとって新たな雇用機会の創出、オランダの国際的イメージの向上、ひいてはオランダの国際的影響力強化に寄与する。(4) 新興独立国の経済発展は、世界市場に対する購買力の増大をもたらし、開放的自由貿易体制を主導原理とするオランダにとって、新たな市場の誕生を意味する。

(5) イタリア

1936年、イタリアはエチオピアに侵攻——。イギリスが支配していた「アフリカの角」地域に優越的な地位を占めた。その後、第二次世界大戦において、イタリアとイギリスは、いわゆるソマリランドの支配をめぐる対立。それは最終的には、イギリスの勝利に終わった。ともあれ第二次世界大戦後の1950年、かつてのイタリア領ソマリランドは、国連の国際信託統治制度に基づき、イタリアの信託統治下に置かれることとなった。それはイタリアの国連加盟に先立つこと5年のことであった。イタリアは、旧宗主国としての責任という観点から、国連の下で、ソマリアの統治に積極的にコミットすることを求められたのである。このような歴史的経緯から、イタリアの開発途上国に対する関心はもっぱらソマリアのみを対象とするものとなった。

III-2 第四部連合

(1) ECSC の設立と EDC の挫折

1951年4月、ECSC (European Coal and Steel Community, 欧州石炭鉄鋼共同体) を設立するパリ条約が調印された。同条約は、1952年7月、発効——。こうして、フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの西ヨーロッパ6カ国間に、石炭と鉄鋼の生産および流通の共同管理を目的とする ECSC が正式に発足した。それは、直接的には、石炭および鉄鋼セクターを対象とする大規模単一市場の形成を目的とするものであった。しかしその根底には、高度に政治的な目的が秘められていた。すなわち、「フランス政府はここに、フランスとドイツの石炭・鉄鋼生産全体を、他のヨーロッパ諸国も自由に加盟できる共同最高機関 (High Authority) の管理下におくことを提案する。石炭・鉄鋼生産の共同管理制の創設により、経済発展の共通基盤、すなわち欧州連邦への第一段階が、ただちに確立されるとともに、この地域の運命が変えられることとなろう。この地域はこれまで長い間、兵器生産に従事し、その結果、自らが絶えず犠牲者となってきたのである。このようにして生産における連帯の絆が結ばれば、フランスとドイツの間の戦争など思いもよらないこととなるばかりか、物理的にも不可能となるのである」という、1950年5

月の「シューマン宣言」の一節からも窺われるように、それは、仏独不戦共同体の構築、ひいてはヨーロッパを「平和の島」に発展させようという、きわめて政治的、戦略的な意図が存在していた。

また ECSC は、域外第三国からの石炭・鉄鋼の輸入に関しては、(1) 6 カ国間で合意された最高関税率と最低関税率の範囲内で、各加盟国がそれぞれ関税を設定する。(2) 6 カ国は、輸入課徴金を賦課することに合意する、とその後 EU 共通対外通商政策の原型ともいべき規定を設けていたが、それはあくまでも ECSC 加盟 6 カ国にとって潜在的ライバルであるアメリカやイギリス等を念頭に置くものであり、植民地を視野に入れるものではなかった。もちろん、「シューマン宣言」では、「その生産物は、生活水準向上を助け、また平和的事業を促進するために、差別も例外もなく全世界に提供されよう。ヨーロッパは、より多くの手段を手中にして、アフリカ大陸の開発という重要な任務の遂行を追求できるようになろう」と、ECSC の世界的意義、とりわけブラックアフリカの植民地に対する支援が高らかに謳われたが、それはあくまでも理念(将来の課題)の開陳にとどまるものであった。

ところで、このような ECSC 設立の動きと並行して、西ヨーロッパ 6 カ国間には、「統一欧州軍」創設の動き、すなわち EDC (European Defense Community, 欧州防衛共同体)、およびその政治的下部機構としての EPC (European Political Community, 欧州政治共同体) 設立の機運が高まっていった。それは、「統一欧州軍」という制度的枠組みの下に、西ドイツの再軍備を限定的に承認しようとするものであり、その背後には、朝鮮戦争の勃発による東西冷戦の激化、とりわけソ連の攻勢に対するアメリカの強い危機意識が存在していた。こうして、アメリカの強力なリーダーシップ(覇権的行動)により、ECSC 設立条約の調印からほぼ 1 年後の 1952 年 5 月、パリで ECSC 加盟 6 カ国間に、EDC 設立条約が調印された。第二次世界大戦後の西ヨーロッパは、一挙に国家主権を超えた、超国家的な地域協力の枠組みの構築へと大きく踏み出したのである。とはいえ、それは一時的な徒花に終わる運命にあった。朝鮮休戦の実現、スターリンの死去による米ソ雪解け時代の到来——このような新たな国際環境の出現は、西ドイツ再軍備の緊急性を急速に低下させ、国家主権の中核を構成する

常備軍の重要性を改めて認識させた。1954年8月、フランス国民議会は EDC 設立条約の審議を拒否した。それは事実上、EDC に対する死亡宣告であった。その結果、EPC 構想も同様の運命をたどることとなったのである。

(2) EEC の設立と植民地問題——「連合」をめぐる不協和音

1955年6月、ECSC6カ国外相は、イタリア・シシリー島のメッシナで会合を開き、新たな統合戦略を協議した (ECSC 閣僚理事会)。それは、石炭・鉄鋼セクターにおける統合の進展を梃子とし、その余勢を駆って、一挙に「低次元の政治」(Low Politics) から外交・防衛という「高次元の政治」(High Politics) へとスピルオーバーしようとしたきわめて野心的な挑戦が、フランスの国家主権の前に挫折したという現実を踏まえて、統合へ向けて新たなモメンタムを構築しようとするものであった。会議は、メッシナ決議を採択して閉幕したが、それは統一欧州実現に向けた具体案を検討するための「政府間委員会」をスパーク・ベルギー外相の下に設置することを主眼とするものであった。これがいわゆる「スパーク委員会」の設置である。こうして、1955年7月より、「スパーク委員会」は、欧州の統一に向けた実践的戦略の検討作業に着手した。それは具体的には、次の二点を主眼とするものであった。すなわち、(1) ECSC に具現される「部門別統合」の外延的拡大としての EURATOM (European Atomic Energy Community, 欧州原子力共同体) の設立、および(2) 「一般的経済統合」としての EEC (European Economic Community, 欧州経済共同体) の設立、という「ツー・トラック方式」で、失速した統合の再編成をはかるものであった。

やがて1956年4月——。9ヶ月に及ぶ検討作業の成果として「スパーク報告」が、ECSC 閣僚理事会に提出された。それは1ヵ月後の1956年5月、正式承認の運びとなり、「スパーク委員会」は、改めて EURATOM および EEC 設立条約の起草作業に着手することとなった。それは、実質的には、工業製品および農産品を対象とする共同市場 (関税同盟) の設立、すなわち域内関税と数量制限措置の撤廃、および域外第三国に対する共通関税の設定をめぐる6カ国、とりわけフランスと西ドイツとの間の利害調整を主眼とするものであった。

それでは、このような EEC の設立をめぐる一連の政治過程において、植民

地問題はどのように位置付けられたのであろうか。そもそも、メッシナ会議において、また「スパーク報告」においても、植民地問題は一切言及されなかった。いうまでもなく、共同市場の設立、とりわけ域外に対する共通対外関税の設定が、植民地問題と密接に関連していることは明らかである。それは、植民地に対する貿易特惠付与の問題に示される通りである。にもかかわらず、植民地問題は敢えて交渉のアジェンダから排除されたのであった。その理由は、植民地問題は、各国がそれぞれ国内問題として処理すべき案件であり、新たに設立される共同体が取り上げるべき課題ではない、という暗黙の了解が6カ国間に存在していたからである。ところが、このようなコンセンサスは、やがてフランスによって破られ、植民地問題は、EEC 設立交渉における最大の争点のひとつへと発展していった。それは、6カ国間に熾烈なコアリション・ポリティクス(連携政治)を引き起こし、最終的にはバーゲニング・パワーにおいて優位にたつフランスが自己の主張を貫徹させることに成功したのである。その経緯は、次の通りである⁵⁾。

—1956年5月、ベニスで6カ国外相会議が開催され、「スパーク報告」が承認された。会議の席上、フランスは、新たに設立されるEECが植民地と連合することを提案した。ただしそれは具体的な内容をともなうものではなかった。これに対する他の5カ国の反応は、本国政府に持ち帰り十分な検討を行うまでは、議論を差し控えるという冷淡なものであった。

—1956年10月、フランスとベルギーは、EECと植民地の連合を主張する共同覚書を採択した。それは、(1)無差別原則に基づき、全加盟国の輸出に対して植民地市場を漸進的に開放する。(2)特別の特恵制度の下に、植民地からの輸出に対して共同体市場を開放する。(3)植民地に対する経済的・社会的投資計画を策定する——ことを提案するものであった。

—1957年2月、パリで6カ国特別首脳会議が開催され、6カ国は新たに設立されるEECが、植民地と連合することに合意した。

—1957年3月、EECおよびEURATOMを設立する2つのローマ条約が、ローマでECSC加盟6カ国間に調印された。

こうして、フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセン

ブルクの6カ国は、 <6 (各国レベル) $+1$ (EEC レベル) $>$ という「ダブル・トラック」で、新たに植民地との関係を展開することとなったのである。それは、政治的妥協の産物であり、その背後には、次のように植民地問題に対する各国の微妙な認識の相違、複雑な思惑が錯綜していた。

<1> フランス

新たに設立される EEC と植民地との間にどのように関係を構築すべきか——フランスにとって、この問題はきわめて深刻な政治的課題であった。小党分立による国内政治の動揺、インドシナ情勢に象徴される植民地経営の破綻——このような内憂外患に苛まれる 1950 年代後半のフランスにとって、とりうる選択肢はきわめて限られていた⁶⁾。その一つは、植民地を EEC に完全に組み入れるというオプションであり、その対極に位置付けられる第二のオプションが、EEC の設立を契機として、植民地との関係を完全に断ち切ることであった。とはいえ、それらはいずれも現実性に乏しいものであった。前者に関しては、他の5カ国の賛同を得ることは望み薄であり、技術的にも困難であった。後者に関しては、フランスの国内世論、とりわけフランスの経済的利害に反するものとして激しい反発を招くことは必至であった。そもそも、EEC の設立 (フランスの EEC 加盟) によって、EurAfrica 関係、すなわちフランスと植民地、とりわけブラックアフリカとの包括的な関係が希薄化されるということは到底甘受しえない事態であった。こうして、第三の現実的かつ建設的な政策オプションとして浮上したのが、EEC と植民地との間の「連合」という考え方であった。それは、第一の選択肢と第二の選択肢の中間に位置する折衷案の模索という、実践的要請に応えるものであった。フランスは、「連合」という名の新たなスキームを創設して、(1) 1億7000万人を擁する広大なヨーロッパ市場に対する、植民地産品の特恵的アクセスの保証。(2) 植民地市場に対するヨーロッパ6カ国の優越的地位の確保。(3) 植民地に対するフランスの援助負担軽減 (EEC による肩代わり)。(4) 植民地の発展 (文明化) に対する道義的責任の行使——の制度化を試みたのである。

<2> ベルギー

当初ベルギーは、新たに設立される EEC が、植民地との関係を制度化させることに関して、否定的な立場をとっていた。それは、メッシナ会議、さらには「スパーク報告」へと至る、スパーク・ベルギー外相の主導による一連の動きにおいて、植民地問題がアジェンダに含まれていなかったという事実からも窺われる通りである。ベルギーは、1948年1月、オランダ、ルクセンブルクとの間にベネルックス関税同盟を発足させていたが、それは植民地との関係の制度化をとまなうものではなかった。そもそもベルギーは、ベルギー領コンゴやルワンダ・ウルンジに関しては、開放的貿易政策を採用しており、EEC が関税同盟として共通対外関税を設定したとしても、その影響は無視しうるものであった。とはいえベルギーは、西ヨーロッパとアフリカとの緊密な関係を所与の前提とする EurAfrica 構想においてはフランスと基本的な認識を共有していた。その結果、ベルギーは、やがてフランスの「連合」構想に同調するに至るのである。ただし、それはあくまでも広汎な EurAfrica 構想に向けての第一歩として正当化されるものであった。

<3> ルクセンブルク

ルクセンブルクにとって、最大の関心事はベルギーとの関係であり、植民地問題それ自体が関心の対象となることはなかった。このような事情から、当初ルクセンブルクは、フランスの提起した「連合」構想に対して冷淡であった。しかし、ベルギーがフランスの「連合」構想に同調するに至り、ルクセンブルクもベルギーと共同歩調をとるようになった。

<4> イタリア

イタリアにとって、植民地問題＝ソマリア問題であり、その限りにおいてイタリアは、新たに設立される EEC が植民地との関係を制度化すべきだとする、フランスの「連合」構想に一定の理解を示した。すなわちイタリアは、植民地問題を交渉のアジェンダに組み入れることに拒絶反応を示すものではなかった。とはいえ少なくとも経済的にみた場合、イタリアにとってソマリアは、バナナの供給地以上の意味を持つ存在ではなかった。その結果、イタリアの主たる関心はもっぱら、共通対外関税がラテンアメリカ諸国との熱帯産品貿易に及ぼす影響や、植民地に対して援助を行う場合にイタリアに求められる負担額に向け

られた。

<5> オランダ

フランスの「連合」構想に対する反対の急先鋒となったのはオランダであった。インドネシア独立にまつわるトラウマからようやく解放され、開放的自由貿易体制の擁護者としての新たな国際的アイデンティティを模索しつつあったオランダにとって、新設される EEC が、植民地との間に特別な関係を構築することなど論外であった。それは、<自由・無差別・多角・相互主義>という GATT の主導原理に逆行するものであり、アジアやラテンアメリカの開発途上国に対する不当な差別をもたらすものである。それは、オランダが植民地問題に再び巻き込まれることを意味する。確かにオランダは、スリナムおよびオランダ領アンティルを植民地として保有している。また、ニューギニア島の西半分もオランダの植民地である。しかしオランダの植民地政策は、フランスとは根本的に異なり、決してこれら植民地を囲い込もうとするものではない——このような認識から、オランダは、「連合」構想そのものに強い拒絶反応を示し、交渉の議題とすることに激しく反対した。そもそもオランダは、植民地経営のコストを他の 5 カ国に負担させようとするフランスの目論見に強く反発したのである。

<6> 西ドイツ

フランスの「連合」構想に対して、最も強硬に反対したのが西ドイツであった。それは、次の三つの理由による。第一の理由は、新植民地主義という汚名に対する警戒心である。第一次世界大戦の敗北により植民地をすべて失った西ドイツは、オランダがインドネシアにおいて、またフランスがインドシナおよびアルジェリアにおいて泥沼の植民地解放闘争に巻き込まれているのを尻目に、ひとり植民地非保有国としてのクリーンな立場を享受することができた。ところがフランスの「連合」構想は、この西ドイツを新植民地主義、すなわち集団的植民地主義 (Collective Colonialism) という、時代に逆行する国際的陰謀の共犯関係に巻き込むものであり、対立する社会主義陣営に付け入る隙を与えかねないものであった。第二の理由は、通商上の不利益である。フランスの「連合」構想は、植民地との間の特惠貿易制度の構築を骨子とするものであり、そ

これは西ドイツが標榜する多角的自由貿易 (GATT) 体制からの逸脱を意味する。具体的にはそれは、共通対外関税の名の下に、高い関税障壁を設定し、(フランス領) アフリカ以外の地域、すなわち南米や中米諸国、さらにはガーナやナイジェリアといった英連邦アフリカ諸国の産品をヨーロッパから締め出すことにもなりかねない。その反動として、これら地域に対する西ドイツ製品の輸出の減少が懸念される。第三の理由は、負担の共有 (burden-sharing) という発想に対する根源的な疑念である。そもそもフランスは、フラン圏を構築してフランス領アフリカ植民地を囲い込み、西ドイツ資本の進出を阻止してきた。ところが EEC の設立を契機としてフランスは一転して、西ドイツおよびその他諸国の積極的な財政的コミットメントを求めてきた。フランスは、5カ国からの財政支援により、フランス領アフリカ植民地に対する財政負担を軽減させ、その結果、利用可能となった資金を活用してアルジェリア戦争を有利に展開しようとする目論んでいるのではないか。結果的に西ドイツは、フランスのアルジェリア支配延命に加担することになるのではないか——以上、三つの理由から、西ドイツは、フランスの「連合」構想に断固反対の姿勢を明確にしたのである。

このような経緯から、1956年5月、フランスが提起した植民地との「連合」という構想は、新たな飛躍を図ろうとした ECSC 6カ国間に大きな波紋を投げかけ、不協和音を顕在化させることとなった。6カ国は、植民地との「連合」を主張するフランスと、それに断固として反対の立場を堅持する西ドイツ・オランダとに二極分解した。こうして残る4カ国は、コアリション・ポリティクス、すなわち複雑な多数派工作の洗礼を受けることとなったのである。当初、フランスの提案に対して、ベルギー、ルクセンブルク、イタリアは、西ドイツ・オランダと同様に、極めて冷淡な反応を示した。フランスは、<1対5>と孤立無援の状態であった。しかしやがてフランスは、強力な巻き返し工作に転じていった。まずフランスは、ベネルック3国に楔をいれ、オランダからベルギー(ひいては、ルクセンブルク)を引き離すことに成功した。ついでフランスは、イタリアの同意を調達することにも成功した。フランス(主導国)は、ベルギー・イタリアの植民地に対して、フランス植民地と同等の待遇を約束す

ることにより、帰趨を決めかねていた両国+ルクセンブルク（日和見国）を味方につけたのである。こうして形勢は、一挙に<4対2>へと逆転した。さらにフランスは、西ドイツ・オランダ（拒否国）に対して強力な外交カードを行使した。それは、1957年2月、EURATOM および EEC 設立交渉の最終段階において、植民地との「連合」を、フランスの EEC 加盟の絶対条件 (sine qua non) として提示することであった。それは、EDC 流産の悪夢を呼び起こすものであり、フランス抜きでの EEC は存在し得ないという客観的条件とも相俟って、フランスの勝利は明らかであった。西ドイツとオランダに残された選択肢は、植民地との「連合」の是非そのものではなく、その内容に関する条件闘争のみであった。こうして1957年2月、パリで開かれた6カ国特別首脳会議は、交渉にピリオドを打ち、フランスの提案に基づき、EEC が植民地と「連合」することに合意したのである。

(3) ローマ条約第四部 海外の国及び領域の連合

1957年3月、ローマで調印された EEC 設立条約は、第四部「海外の国及び領域の連合」と題する諸規定（第131条～第136条）において、EEC と植民地との「連合」を、次のように謳った。——「構成国は、ベルギー、フランス、イタリア及びオランダと特別の関係を有する非欧州諸国及び領域を共同体に連合させることに同意する。……この連合の目的は、これらの国及び領域の経済的及び社会的発展を促進し、共同体全域との間に緊密な経済関係を樹立することにある……」。こうして、西ヨーロッパ6カ国（フランス、西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）は、新たに設立した共同体 (EEC) が植民地との関係を制度化させることを明文化したのであった。それは、一面においてフランス外交の勝利であった。前年のスエズ介入の失敗により失墜したとはいえ、フランスは、西ヨーロッパにおけるリージョナル・パワーとしての底力をみせつけたのである。とはいえ、そこには、西ドイツやオランダに対する政治的妥協の産物という側面も色濃く存在した。第四部連合の以下の諸特徴は、そうした政治過程を物語っている⁷⁾。

1. 第四部連合は、EEC を構成する6カ国間の交渉の産物であり、植民地は

交渉に参加することはおろか、「連合」に加わることを拒否することも認められなかった。植民地には当事者能力は認められず、「構成国は、・・・共同体に連合させることに同意する」(The Member States agree to associate with the Community...)という、西ヨーロッパ6カ国の一方的措置(決定)により、植民地は連合関係へと組み込まれていったのである。

2. 連合の目的および基本原理は、有効期限が無期限のローマ条約に規定されたが、連合の具体的な手続きおよび方式に関しては、有効期限5年間のローマ条約付属・適用協定(Implementing Convention)に委ねられた。それはひとつには、連合の固定化に反対した西ドイツの主張を容れるものであり、より根本的には、植民地をめぐる政治状況の不透明さから、より柔軟なスキームのほうが望ましいとする6カ国(ひいては、植民地)の現実的な計算が働いていた。
3. 連合の対象とされる「海外の国及び領域」は、ローマ条約・付属書IVに掲げられたが、その大部分はフランス植民地であった。それ以外には、ベルギー領コンゴとルワンダーウルンジ、イタリアの信託統治下に置かれたソマリランド、オランダ領ニューギニアが対象とされた。なお、オランダの保有するスリナムとオランダ領アンティルは、連合の対象外とされ、早急にEECとの経済連合協定締結に向けた交渉を開始する旨を謳った宣言(Declaration of Intent)が最終議定書に盛り込まれた。ソマリランドに関しても同様の措置が謳われた。
4. 連合の目的として、海外の国及び領域の、経済的、社会的、及び文化的発展を促進し、共同体全域との間に緊密な経済関係を樹立することが掲げられた。ちなみに、いわゆる政治的発展(植民地からの独立)に関しては言及されなかった。また、そうした連合の目的達成のための手段としては、(1)相互特惠に基礎を置く、広汎な自由貿易地域の漸進的形成による貿易の促進、および(2)加盟6カ国の拠出金(分担金)により構成される欧州開発基金(European Development Fund)を通じた資金援助が掲げられた。なお、適用協定において、EECによる支援は、あくまでも加盟6カ国の活動を「補完」(supplement)するものと位置付けられた。

5. 自由貿易地域の形成に関しては、EEC 加盟国相互間はいうまでもなく、それぞれの EEC 加盟国と海外の国及び領域の間において、さらには海外の国及び領域相互間において、広汎かつ重層的な単一自由貿易地域の形成を図ることが謳われた。とりわけ、GATT 第 24 条の諸規定との整合性を意識して、相互特惠という観点から、海外の国及び領域から EEC 加盟国に対しても「逆特惠」が供与されることが謳われた。とはいえ、工業製品を対象とする関税同盟の設立（共通対外関税の設定）、および農業共同市場の形成という EEC の基本的性格に加えて、この海外の国及び領域を包摂する一大自由貿易地域の形成という構想は、第三国を差別する保護主義的な特惠貿易体制の外延的拡大の試みとして、ラテンアメリカ諸国、アジア諸国、英連邦アフリカ諸国の激しい反発を招いた。EEC の設立は、第 24 条の下に、条件付で関税同盟や自由貿易地域の設立を認めた GATT の多角的自由貿易体制に対する初めての全面的な挑戦となったのである。EEC が、ローマ条約付属・適用協定および最終議定書・宣言において、西ドイツの第三国からのバナナの輸入に関して、またイタリアおよびベネルックス 3 国の、第三国からのコーヒー豆（未焙煎）の輸入に関して、例外的に特別な輸入枠を設定した背景には、これら諸国に対する懐柔策という直接的な狙いに加えて、国際的当事者能力を保持しない植民地を巻き込んだ「ヨーロッパ要塞」(Fortress Europe) の構築に対する国際社会の強い懸念が存在していた。
6. 欧州開発基金の設立は、EEC 加盟 6 カ国が、EEC という新たに設立される共同体を通じて、海外の国及び領域の社会的、経済的發展を促進するために、共同（連帯）して援助を行う決意であることを象徴的に示すものとなった。これによって EEC は、植民地支援のための手段（武器）を獲得したのである。とはいえ、それは次のように、6 カ国間に繰り広げられた微妙な政治ドラマを反映していた。第一に、欧州開発基金の資金規模は、当初のフランスの構想よりも低く抑えられ、かつそれは共同体（EEC 委員会）の厳しい管理下に置かれることとなった。しかもそれは、あくまでも 5 年間という暫定的かつ時限的な存在とされた。第二に、欧州開発基金

による資金援助の対象は、ローマ条約付属書 IV に掲げられた海外の国及び領域(その大部分は、フランス植民地)とされたが、それに加えて適用協定において、新たにアルジェリアとフランス海外県も対象とする旨が特別に規定された。第三に、欧州開発基金に対する加盟6カ国の分担金比率は、フランスと西ドイツが、同率で約35パーセント、オランダとベルギーが、同じく同率で約12パーセントと、上位4カ国が全体のほぼ93パーセントを占めた。これに対してイタリアは、7パーセント弱ときわめて低く抑えられ、ルクセンブルクに至っては0.2パーセントと極端に少ない分担金比率にとどまった。ただし、<責任能力に応じた発言力>という能力主義原則が採用されており、加重投票制に基づく特定多数決により意思決定が行われるものとされた。具体的には、全100票中、フランスと西ドイツに各33票、オランダ、ベルギー、イタリアに各11票、ルクセンブルクに1票がそれぞれ配分され、67票の多数決で決定が下されるものとされたのである。

III-3 連合協定——南北地域間協力関係の再編成

1950年代から1960年代への移行——。この時期、EECを取り巻く国際環境は激しく揺れ動いた。東西冷戦の狭間から誕生したEECは、ベルリンの壁の構築(1961年8月)、キューバ・ミサイル危機の勃発(1962年10月)と、悪化の一途をたどる米ソ対立に翻弄されていった。それは、アメリカを軸とする大西洋同盟の基本的なあり方を問うものとなった。経済的にも、EECはアメリカの警戒心、さらには敵意の対象となっていった。EECは、良好な経済状態と、共同体がヨーロッパにおけるソ連の影響力への対抗力になり得ると判断したアメリカからの支持とによって、将来を約束されたスタートを切った。アメリカの核の傘の下に入り、為替の効果的な手段および準備通貨としてのアメリカのドルに守られ、共同体自身は自らの経済的目的を達成することに専念できた。しかし、1963年に勃発したチキン戦争に象徴されるように、EECとアメリカの蜜月関係は長くは続かなかつた。ほどなくしてアメリカは、反保護主義・自由貿易主義擁護を掲げて、EECの(経済的)要塞化を激しく非難する

ようになったのである。ケネディ政権が、「1962年通商拡大法」を成立させ、GATT ケネディ・ラウンド交渉開始へとイニシアティブをとったのは、EECの「経済的非武装化」を目論むものであった。

EECを取り巻く域外国際環境は、さらに第三世界においていっそう厳しいものとなった⁸⁾。1960年、16のアフリカ植民地が、一挙に独立を達成し、国際社会の仲間入りをはたした。その大部分は、フランス領であったが、その中には、イタリア領ソマリランド(ソマリア)やベルギー領コンゴ(ザイール)も含まれていた。とはいえこれら新興独立国の前途は必ずしも平坦ではなかった。たとえばベルギー領コンゴの場合、独立直後から厳しい内乱状態に陥り、それは「コンゴ動乱」として国連、さらには米ソ両超大国を巻き込む国際的攪乱要因へとエスカレートした。1962年には、ベルギー領ルワンダーウルンジが、それぞれルワンダとブルンジとして独立した。またオランダ領ニューギニア(西イリアン)は、インドネシアとの武力衝突(1961年)を経て、1963年にインドネシアに移管された。このように、植民地の独立はもはや抗しがたい潮流として国際社会に定着していったのである。それは旧宗主国との間の新たな関係の構築を不可避とするものであった。

EECを取り巻く域内国際環境もまた、フランスを中心に揺れ動いた。西ヨーロッパ統合の盟主と自他共に認めるフランスは、1958年、内憂外患を克服するための起死回生の切り札としてド・ゴール將軍を復歸させ、大統領に強力な権限を付与する第五共和制の下で、フランスの栄光の回復を模索していった。それは、ミドル・パワーとしてのフランス独自の外交戦略を追求するものであり、大西洋同盟の根本的変革、NATOによる軍事統合の拒絶、独自の核戦力の確保、外交のグランド・ストラテジーとしてのEurAfrica構想の推進・・・等、ボックス・ルッソ・アメリカーナという国際秩序を根底から問い直すものであり、他の5カ国に政治的踏み絵を突きつけるものであった。

1958年1月——EECは、このような国際環境の下で、産声をあげたのである。それは、工業製品を対象とする関税同盟の形成、および農業共同市場の構築を二本柱とするものであり、前者に関しては、その進捗状況はきわめてスムーズであった。しかし後者、すなわち農業共同市場の構築、具体的には共通

農業政策の策定に関しては、事態は深刻であった。そもそも農業問題に関しては、各国の利害が複雑に絡み合っており、EECを設立するローマ条約においては基本的な目的およびガイドラインが提示されるにとどまった。共通農業政策の具体的な内容は、EECが正式に発足した後で決定するものと先送りされたのであった。こうして、EEC加盟6カ国は、発足直後から共通農業政策の策定という深刻な問題に直面し、加盟各国は最優先の政治的課題として厳しい政治的駆け引きを展開していった。それは基本的には、農業国フランスと工業国西ドイツとの間のパッケージ・ディールをめぐる交渉に、他の4カ国がそれぞれの思惑からコミットするという構図で繰り広げられた。もちろん、それ以外にもEECは早急に解決すべき重要な課題を抱えていた。すなわち、政治同盟をめぐる、「政府間主義」と「超国家主義」の対立、共同体固有財源の確保、欧州議会の財政権限強化、閣僚理事会における特定多数決制の導入・・・等、発足間もないEECにとって、問題は山積していた。

EECにとって、さらに事態を複雑にしたのが1961年、イギリス（および、アイルランド、デンマーク、そしてノルウェー）の加盟申請であった。1950年代、西ヨーロッパ6カ国間の統合の動きに敢えて背を向け、Inner Sixの営みに対抗してOuter Sevenを糾合し、EFTA（European Free Trade Association、欧州自由貿易連合）の設立を主導したイギリスが、一転してEECへの加盟を申請したのである。そもそも、ローマ条約第237条には、「欧州のすべての国（Any European State）は、共同体の構成国となることを要求することができる。その要求は、理事会にあてて行われるものとし、理事会は、委員会の意見を徴した後、全会一致で決定を行う」と、その開放性が謳われており、その限りにおいて4カ国による加盟申請は決して予想外の出来事ではなかった。とはいえ発足間もないEECにとって、拡大の問題は、6カ国間の地域協力そのものの本質にもかかわる高度に政治的な問題であり、まさしく「高次元の政治問題」として、6カ国間に微妙な不協和音を起こすこととなったのである。

このように、1950年代末から1960年代の初頭にかけての時期、EEC加盟6カ国にとって、最も重要なアジェンダは、共通農業政策の具体化、およびイギリスの加盟問題であった。それに加えて、EEC、ひいては3共同体の制度化問

題も、国家主権の根幹にかかわるきわめてデリケートな争点として立ちはだかっていた。それにくらべれば、6カ国にとって植民地問題それ自体の直接的な重要性は、それほど大きなものではなかった。フランスは例外として、他の5カ国にとって植民地の問題は、フランスの「拒否権」という悪夢を思い起こさせる忌まわしい問題でしかなかった。とはいえ、次のような理由から、EEC加盟6カ国は否応なしに植民地問題に正面から立ち向かわざるを得なくなった。第一の理由は、ローマ条約第四部の規定に基づき、構成国が一方的にEECに「連合させた」植民地の多くが主権国家として独立を達成したことにより、EECとして新たな法的関係を構築する必要性が生じたからである。第二の理由は、EECと植民地との「連合」関係を規定する適用協定が、1962年末をもって5年間の有効期限を終了するものとされており、法的空白状況を回避するための措置をあらかじめ講じておく必要性が生じたからである。これらいわば技術的な要請に加えて、さらに第三の、より本質的な理由として、共通農業政策との関連が指摘される。というのも共通農業政策は、域内農業（とりわけ、フランス農業）の保護を主たる目的としており、その限りにおいて、植民地から輸入される農産品——熱帯農産品はともかくとして、EEC農業と競合する可能性のあるコメ、砂糖、植物油等の温帯農産品——の輸入規制あるいは特惠供与の問題と密接に関連していたからである。すなわち、EEC共通農業政策の内容いかんによっては、一次産品の輸出所得に全面的に依存している新興独立国の国造り（経済発展）が大きく左右される運命にあったからである。同様に第四の重要な理由として、イギリスのEEC加盟問題が指摘される。それはEECに大きな波紋を投げかけ、6カ国間の不協和音を顕在化・増幅させるものとなった。とりわけ問題となったのが、イギリスとアメリカとの特別な関係に加えて、イギリスがフランスと並ぶ植民地大国であったという事実である。すなわち、イギリスのEECへの加盟申請は、英連邦開発途上国の処遇問題という、高度に政治的な踏み絵を6カ国、とりわけフランスに突きつけるものとなったのである。さらにそれは、共通農業政策に関しても、その閉鎖性に対して鋭い問いかけを発するものであった。

このような経緯から、EECと旧植民地国との連合協定の締結問題は、EEC

加盟6カ国間における重要な交渉アジェンダのひとつへと急浮上していった。それはまさに、イシュー・リンケージ、ひいてはパッケージ・ディールの典型例であった。

(1) ポスト第四部連合の模索——ヤウンデ協定による制度化

1963年7月、カメルーン的首都ヤウンデでEEC加盟6カ国と新たに独立を達成した18カ国のAAMS (Associated African and Malagasy States) 諸国との間に、ヤウンデ協定が締結された。それは、「共同体は、第三国、国家連合又は国際機構と、相互的な権利及び義務、共同の行動並びに特別の手続きを特色とする連合を創設する協定を締結することができる」と規定したローマ条約第238条に基づく連合協定(有効期限5年間)であり、ヤウンデ協定の締結は、ポスト第四部連合時代、ひいてはEECと旧植民地国との間の新時代の到来を高らかに宣言するものとなった。新協定の調印が、1960年1月1日に独立を達成し、劇的なかたちで「アフリカの年」の出現を世界に告げたカメルーンで行われたという事実——。それは、新たな南北協力レジームとしてのヤウンデ協定に対する強い期待をものがたっている。これによりEECと旧植民地国は、少なくとも形式的には、ともに主権国家として、対等な立場から、新たな法的関係を制度化することとなったのである。とはいえ、現実はずしも直線的ではなかった。たとえば、「ギニア国民は、豊かさの中の隷属より、貧困の中の自由を選ぶ」というセク・トーレの檄を主導原理として、1958年秋、フランスからの即時独立の道を選択したギニアは、第四部連合からの離脱に加えて、ヤウンデ協定への参加をも拒絶した⁹⁾。またローマ条約第四部にに基づきEECに連合させられた「海外の国及び領域」のなかには、民族自決主義という世界的潮流とは無縁のまま、第四部連合の地位にとどまる植民地も少なくなかった。宗主国オランダのフランスに対する反発から、当初、第四部連合への編入を見合わせたスリナムとオランダ領アンティルは、1960年から1961年にかけて、一転して第四部連合へと編入されていった。オランダ領ニューギニアは、1963年、インドネシアへと移管されるにともない、第四部連合としての地位を喪失した。

このように、ポスト第四部連合の模索は、必ずしも平坦ではなく、さまざまな不協和音を顕在化させていった。とはいえ、それは最終的にはヤウンデ協定の締結へと収斂し、1975年のロメ協定締結までの10年余、ヤウンデ・レジームとして、EECと開発途上国との関係を規定する中核的存在としての役割をはたしていったのである。それでは、一方に、6カ国の先進工業国から構成されるEECという新たな地域「統合体」。他方に、植民地支配から脱却し、国際世論を追い風に、新興独立国として前途洋洋たる道を歩み始めたAAMS諸国——。これら二つの地域集合体は、どのような交渉過程を経て、ヤウンデ協定の締結へと至ったのであろうか。その全体像を浮き彫りにしてみよう¹⁰⁾。

1. 交渉の基本構図——構造的非対称関係

ヤウンデ協定締結交渉は、1961年央に開始され、1962年12月には仮調印の運びとなった。ただしこの段階で、西ドイツが「ハルシュタイン・ドクトリン」に基づき、東ドイツを承認する国（マリ）に対する特別措置（援助削減）を主張したことから、AAMS諸国は激しく反発し、本調印への道は遠のいた。さらに1963年1月、ド・ゴール・フランス大統領がイギリスのEEC加盟申請に対して「ノン」と事実上の拒否権を発動したことにより、本調印の機運はさらに後退した。それは、EEC加盟6カ国間に大きな亀裂を生み出したのみならず、旧フランス植民地国と旧イギリス植民地国との間の緊張関係をいっそう高める結果となった。このような経緯から、ヤウンデ協定が正式に調印されたのは、交渉開始から約2年後の1963年7月のことであり、その発効はそれから約1年後の1964年6月であった。

いうまでもなく、ヤウンデ協定締結交渉は、主権国家から構成される南と北、二つの地域集合体が、自由意思に基づき、対等な立場から、法的契約関係を構築しようとするものであった。それは帝国主義時代の支配—従属関係とは異質な、新たな国家間協力関係樹立へ向けての先駆的な試み（南北開発協力の新たなモデル構築）として、南北問題を「発見」したばかりの国際社会の強い関心を集めた。とはいえそれは多分に願望的思考に彩られていた。というのも、EECとAAMS諸国との間には、容易には克服不可能な構造的な非対称関係が厳然と存在したからである。そもそも、AAMS諸国を構成しているのは、国家

建設の緒についたばかりの、文字通りの新生国家であり、外国と交渉を行うために必要なコミュニケーション・チャネルはもとより、交渉の基礎となる技術・経験・ノウハウ・制度的基盤等のソフト・パワーを兼ね備えるまでには到底及ばない状況にあった。さらに国家集合体としての AAMS 諸国は、必ずしも統一的な交渉主体としての要件(凝集力)を具備するものではなかった。確かに、AAMS 諸国には、フランス語という共通の言語が存在した。その大部分は、旧フランス植民地であり、そこにはフラン圏としてのさまざまな制度枠組みが温存されていた。また AAMS 諸国は、国により微妙な濃淡が存在したとはいえ、ともに開発途上国として、EEC との連合関係の存続を通じて経済発展を志向するという点においては認識を共有していた。さらに AAMS 諸国は、閣僚レベル、大使レベルにおいて協議の場を設け、EEC との交渉に臨んだのであった。とはいえ、それらは EEC との交渉におけるカウンターパートとしての AAMS 諸国の一体性を保証するものではなかった。そもそも、長期間にわたり植民地支配を経験した AAMS 諸国にとっては、宗主国との垂直的な関係が構造化されており、水平的な相互関係を促進する政治文化は存在していなかった。また AAMS 諸国が一元的な主体として EEC に対峙し、交渉するという構図自体、自生的なものではなく、むしろカウンターパートである EEC からの働きかけに触発されるものであった。きわめて逆説的ながら、EEC との交渉において最も有意義な情報や助言は、EEC 委員会からもたらされたのである。

このような事情から、ヤウンデ協定締結交渉は、実質的には第四部連合と同様の構図で展開された。すなわち、交渉の実質を構成したのは、EEC 加盟 6 カ国間の交渉であった。EEC のカウンターパートとして AAMS 諸国がなしたことは、対等・平等という国際社会の基本原則を武器として、第四部連合のもとで EEC から「付与」された既得権を擁護することであった。そもそも、EEC を構成するのは百戦錬磨の成熟国家 6 カ国。しかもこれら 6 カ国は、1950 年代の初頭より、10 余年の地域協力制度化の経験を積み重ねている。このようなソフト・パワー大国と互角に渡り合うだけの意思も能力も AAMS 諸国には存在しなかった。したがって、交渉の帰趨は明らかであった。AAMS 諸国

は、“Take it or Leave it”というかたちで EEC から提示されるパッケージを受け入れる以外に選択の余地はなかったのである¹¹⁾。

2. パッケージ・ディールの構図——リージョナリズム vs. グローバリズム

ヤウンデ協定締結交渉は、実質的には交渉の一方の当事者に過ぎない EEC 加盟 6 カ国間の合意形成の過程であった。そこでは、かつて「海外の国及び領域の連合」を規定したローマ条約第四部規定をめぐって繰り広げられた政治ドラマと、基本的には同じく対立と妥協のパターンが再現された。すなわち 6 カ国は、リージョナリズムを志向するフランスと、グローバリズムを志向する西ドイツ・オランダとに二極分解し、その狭間でベルギー、ルクセンブルク、イタリアの 3 カ国が両極からの多数派工作の洗礼を受けていった。そして最終的には、パッケージ・ディールというかたちで妥協が成立し、EEC 全体としての合意形成へと至ったのである。とはいえ、ヤウンデ協定締結をめぐる EEC 加盟 6 カ国間の政治ドラマは、次の点においてローマ条約第四部規定をめぐる政治ドラマと大きく異なった。——(1) フランスのパーゲニング・パワーが相対的に低下し、かわって西ドイツとオランダの発言力が強化された。(2) EEC 委員会および欧州議会が、新たな（ジュニア）プレーヤーとして登場した。ただし、その発言力はきわめて限定されており、最終的決定権は、加盟国政府から構成される EEC 閣僚理事会に委ねられた。(3) イギリスの加盟申請にともない、英連邦開発途上国の処遇問題がきわめて重要な争点となった。イギリスは、「見えざるプレーヤー」として、実質的に交渉に参加した。(4) GATT において開発途上国の一次産品貿易問題が重要な争点となり、EEC の志向するリージョナル・アプローチに対する批判が高まった。

EEC 加盟 6 カ国は、このような新たな状況の下で、それぞれ、以下のような利害関心に基づき、対立と妥協とが入り混じる駆け引きを繰り広げたのである。

<1> フランス

フランスの基本的な立場は、きわめて明確であった。それは、第四部連合を国際協定というかたちで制度化し、EEC と旧植民地国との特別な関係を維持

・強化しようとするものであった。したがって、フランスにとっては、旧植民地国に対して供与される貿易特惠の継続、フラン圏諸国の熱帯一次農産品を対象とする高価格輸入制度 (surprix) の存続、EEC 共通対外関税による、非連合開発途上国産品に対する差別的取扱い——。こうした諸措置を存続させ、新協定において永続化させることはきわめて当然の帰結と考えられたのである¹²⁾。それは、<自由・無差別・多角・相互主義>を標榜する GATT 貿易秩序に対して、「市場の組織化」を武器とするリージョナル・アプローチを追求するものであった。こうしてフランスは、ヤウンデ協定締結交渉を積極的にリードした。それは、AAMS 諸国に対する助言、AAMS 諸国と EEC 加盟国との仲立ちを含むものであった。

<2> 西ドイツ

このようなフランスの立場に、挑戦したのが西ドイツであった。そもそも西ドイツにとって、第四部連合は、EEC の設立を人質にとったフランスに対する不本意な政治的妥協の産物でしかなかった。それはあくまでも暫定的な措置であり、その固定化など、西ドイツとしては到底受け入れられるものではなかった。グローバル・アプローチこそが、西ドイツの追求する理念に他ならなかった。とはいえ、交渉において西ドイツが採用した戦略は、むしろ穏当かつ現実的なものであった。西ドイツは、旧植民地国との連合関係を全面的に否定するのではなく、連合関係を英連邦開発途上国へと外延的に拡大することを通じて、さらにまた熱帯農産品に対する EEC 共通対外関税の段階的な引き下げを通じて、植民地特惠を骨抜きにし、なし崩し的に連合関係の閉鎖性・排他性を打破しようとするのであった。すなわち、西ドイツはオランダと連携して、また GATT におけるグローバリズムの高揚を追い風として、フランスに対する条件闘争を挑んだのである。

<3> オランダ

オランダの立場も、西ドイツと同じく、フランスのリージョナル・アプローチに強く異議を唱えるものであった。とはいえそれは、スリナムやオランダ領アンティルの第四部連合への編入にみられるように、連合関係そのものの存在意義を否定するものではなかった。オランダが一貫して批判したのは、フラン

スの旧植民地国に対して手厚い援助を行うという連合関係の開鎖性であった。こうしてオランダは、第四部連合の更新とイギリスの EEC 加盟問題を不可分の問題と位置付け、連合関係を英連邦諸国へと拡大することを更新の前提条件として強硬に主張したのである。それは一面において、オランダの志向するグローバル・アプローチに促されるものであった。しかしその背後には、英連邦諸国に対するオランダの経済的利害という現実も存在していた。

<4> ベルギー

ベルギー領コンゴの独立、そして内乱、さらには内戦の国際化。ルアンダとブルンジの独立——。このようなめまぐるしい動きに翻弄されて、ベルギーは旧植民地国との連合関係それ自体には、それほど強い関心は示さなかった。とはいえベルギーは、第四部連合の更新（制度化）をめぐる EEC 加盟 6 カ国が、〈フランス vs. 西ドイツ・オランダ〉というかたちに分断されるという状況に直面して、積極的に両者間の仲介の労をとった。その基本的な立場は、フランスの主張に同調するものであったが、とりわけベネルックス 3 国の一員たるオランダとフランスとの間の妥協点を模索するうえでベルギーは大きな役割をはたした。さらにベルギーは、ブリュッセルに駐在する AAMS 諸国の代表団との間に緊密なコミュニケーション・チャンネルを構築し、直接的なコミュニケーション・チャンネルを持たない西ドイツやオランダに AAMS 諸国の見解を伝えるリエゾンとしての役割もはたした。

<5> ルクセンブルク

ルクセンブルクも、基本的にはベルギーと同じような仲介的役割をはたした。とりわけ、フランスとオランダとの緊張関係の緩和においてルクセンブルクの存在は決して小さくなかった。

<6> イタリア

イタリアにとって、唯一関心の対象となる開発途上国はソマリアのみであり、それ以外にイタリアが腐心したのは、イタリアの経済的負担の軽減と農産品問題だけであった。その限りにおいて、ヤウンデ協定締結交渉におけるイタリアの存在は影の薄いものであった。とはいえ、輪番制に基づきイタリアが EEC 閣僚理事会議長国を務めた 1962 年 7 月 - 12 月、コロombo 外相の下で 6 カ国間

の合意の形成に向けてはたした役割は小さくなかった。

3. ヤウンデ協定の概要——Win-Win 解の模索

1963年7月、EEC加盟6カ国と18カ国のAAMS諸国は、ヤウンデ協定に調印した。それは、ポスト第四部連合をめぐる議論に、一応のピリオドを打つものであった。これによりEECは、第四部連合で規定された植民地との特別な関係を、植民地が独立した後も、引き続き堅持し、国際協定という新しいかたちで制度化する決意を内外に示したのである。とはいえそれは、第四部連合の機械的な更新にとどまるものではなかった。というのも、交渉において6カ国は、正式な交渉アジェンダに加えて、「見えざるイシュー」に対しても積極的に取り組むことを余儀なくされたからである。すなわち、GATTを舞台とするグローバリズムの高まり(大状況)、そしてイギリスのEEC加盟申請により顕在化した英連邦開発途上国の処遇問題(中状況)——。これら二つの外生変数(域外環境要因)は、西ドイツ、オランダの主張とも相俟って、交渉の行方を左右する「外圧」として、6カ国にリージョナリズムの修正を強く迫ったのである。その意味では、ヤウンデ協定は、グローバリズムに対するEEC加盟6カ国の、ひとつの回答でもあった。

ヤウンデ協定調印直前の1963年4月、EEC閣僚理事会が、宣言(Declaration of Intent)を採択して、EECと連合関係にある開発途上国と同じような経済構造、生産構造をもつ第三国に対しては、EECが、(1)ヤウンデ協定への参加、(2)ローマ条約第238条に基づく、互恵的な権利・義務を基礎とする特別な連合協定の締結、(3)相互間の貿易促進を目的とする貿易協定の締結、の三つの選択肢で応える用意がある旨を表明したのは、こうした事情を端的にものがたっている。それは直接的には、オランダ、そして西ドイツの主張を容れて、英連邦開発途上国に対して、EECの開放性をアピールするものであった。しかしそれは同時に、国際社会全体に対して新生EECが発する政治的メッセージでもあった。EECは、旧植民地国との特別な関係の維持というリージョナル・アプローチを墨守しながら、同時にすべての開発途上国に対して開かれたEECをアピールすることにより、グローバル・アプローチに対するEECの共感を訴えたのである。それは、リージョナリズムとグローバリズムのトレード

・オフ関係の克服、換言すれば Win-Win 解の模索という苦肉の策であった。
ヤウンデ協定の以下の諸特徴——。そこには、こうした二面性が内在化されている¹³⁾。

1. ヤウンデ協定は、EEC 加盟 6 カ国と、新たに主権国家として独立を達成した 18 ケ国の AAMS 諸国が、自由意志に基づき、平等・対等な立場から合意・締結した国際的な契約である。その意味で、ヤウンデ協定に基づく連合関係は、第四部連合とは根本的に異なるものとされた。すなわち連合の目的は、24 カ国にのぼる全締約国の相互利益の増進とされ、そのために AAMS 諸国と EEC (EEC 委員会) は、旧宗主国を経由することなく、独立した行動主体として、直接交渉することが認められた。また AAMS 諸国が自らの意思に基づいて、協定から離脱する権利も明文化された。
2. 第四部連合においては、EEC と植民地全体を一体として包摂する一大自由貿易地域の設立が謳われた。これに対してヤウンデ協定においては、EEC を軸として 18 の自由貿易地域を形成することが規定された。すなわち、一方に EEC、他方に個々の AAMS 諸国をそれぞれ当事者として自由貿易地域を設立することが謳われた。それは、主権国家としての AAMS 諸国が、EEC 以外の第三国とどのような通商関係を構築するかは、各 AAMS 諸国の主権に属する事項であり、ヤウンデ協定にはなじまないとの認識に基づくものであった。こうして、1966 年、西アフリカ諸国関税同盟 (UDEAO) と中部アフリカ関税・経済同盟 (UDEAC) が、AAMS 諸国内におけるサブ・リージョナルな協力の営みとして誕生した。それは、ヤウンデ・レジームの開放性をアピールするものであった。
3. 相互主義および無差別主義——。ヤウンデ協定においては、この二つの理念が、EEC と AAMS 諸国との貿易関係を規律する主導原理として強調された。こうして前者に関しては、EEC から供与される特惠に対する見返りとして、引き続き、AAMS 諸国から EEC に対して逆特惠を供与することが謳われた。それは一面において、AAMS 諸国の意向を反映するものでもあった。悲願の独立を達成し、輝かしい未来へ向けて第一歩を踏み出した AAMS 諸国にとって、EEC (旧宗主国) から一方的に特惠を供与さ

れるということは、主権国家間の対等な関係の構築という基本的立場からして、甘受しえないものであった。また後者に関しては、フランスが植民地を対象として行ってきた熱帯一次農産品に対する高価格輸入制度の段階的廃止、非連合開発途上国に対する EEC 共通対外関税の段階的引き下げ等の措置を通じて、EEC が AAMS 諸国に対して付与する優遇措置(特惠マージン)を漸進的に削減することが謳われた。それは、EEC のリージョナル・アプローチに対する国際社会からの批判に応えるものであった。

4. 第四部連合の下で創設された欧州開発基金を、ヤウンデ協定の下でも、第二次欧州開発基金として引き続き存続させ、EEC 加盟国による援助を補完する組織として、AAMS 諸国に対する資金・技術援助の任に当たらせるものとされた。その基本構造は、第一次欧州開発基金を踏襲するものであったが、そこには次のような新たな特徴も指摘される。——(1) 資金規模が、約 20 パーセント増大された。(2) 贈与に加えて、新たに借入も行われるようになった。(3) ハードなインフラ・プロジェクトに加えて、ソフトなプログラム(調査・研究、人材育成、モノカルチャー経済から脱却するための生産構造多様化支援、価格安定化スキーム支援・・・等)に対する援助も開始された。(4) AAMS 諸国が、当事者として、直接 EEC 委員会に対して援助申請を行うことが認められた。また、ローマ条約により、EEC 域内後進地域に対する資金援助を目的として設立された欧州投資銀行(European Investment Bank)が、融資対象国を AAMS 諸国へと拡大したことも、ヤウンデ協定下における協力関係の新たな動きである。これら一連の動きは、「特別な関係」の希薄化を余儀なくされた EEC が、AAMS 諸国に対して行うある種の「補償措置」という側面をもつものでもあった。なお、ローマ条約第四部規定の対象とされる「海外の国及び領域」とフランス海外県は、EEC 閣僚理事会の決定により引き続き(第二次)欧州開発基金から援助を受けることとなった。

5. ヤウンデ協定においては、EEC と AAMS 諸国がともに、主権国家の集合体として対等な立場から連合関係の円滑な運営をめざして、継続的に対話を行うための制度化が行われた。それが、連合理事会(Association Council)、

連合委員会 (Association Committee), 連合議員会議 (Parliamentary Conference), 連合仲裁裁判所 (Court of Arbitration) の設立である。これら「連合制度」の設立は、EEC との対等な関係を標榜する AAMS 諸国の強い主張を反映するものであり、南北連合関係の「共同運営」を保障するシンボルの存在として、その存在意義が強調された。とはいえそれは、フランスの政治システムを踏襲するものであった。すなわちヤウンデ連合制度は、フランス共同体、ひいては EEC (および ECSC と EURATOM) をモデルとするものであった。ところでこの連合制度の設立は、とりわけ AAMS 諸国に対して新たな課題を投げかけた。それは、AAMS 諸国 18 カ国相互間における、横の連携を強化し、EEC に対して共同歩調を確保するために不可欠な制度的枠組みの構築である。こうして AAMS 諸国は、閣僚レベル、大使レベルでの連絡調整の場を設け、小規模な事務局の設置へと歩を進めていくのである。

1964 年 6 月に発効したヤウンデ協定は、1969 年 5 月末をもって 5 年間の有効期間を終了するものとされていた。そこで、1968 年後半から、EEC と AAMS 諸国との間で、後継協定の締結交渉が開始された¹⁴⁾。その結果、1969 年 7 月、ヤウンデ協定は、第二次ヤウンデ協定として更新され、1970 年 1 月に発効した。それは文字通り、「更新」であり、第二次ヤウンデ協定は、(第一次) ヤウンデ協定の骨子を忠実に踏襲するものであった。

そもそも AAMS 諸国は、既得権 (貿易特惠等) のなし崩し的な侵食に対しては懸念を抱いてはいたものの、ヤウンデ協定の成果には、基本的に満足しており、その延長を強く求めている。政治的にも、AAMS 諸国は、フランス (EEC)、ひいては西側同盟諸国との特別な関係の堅持を切望しており、ソ連・東欧の社会主義国、あるいは急進的な「第三世界グループ」の「政治の嵐」とは、距離を置く立場をとったのである。EEC も、AAMS 諸国と同じく現状維持の立場であった。フランスは、旧植民地国の利益擁護の立場から、ヤウンデ協定の継続を主張した。それに対して西ドイツとオランダは、敢えてことさら異議を申し立てなかった。ヤウンデ協定に対する AAMS 諸国の強い支持を目の当たり

にして両国は、旧植民地国との連合に対する批判の刃を和らげた。そもそこの時期、グローバリズムの名の下に、両国が強く主張してきた EEC と英連邦開発途上国(東アフリカ3国)との連合協定(アルーシャ協定)締結交渉が最終段階を迎えており、両国にとって事態は好ましい方向に展開していたのである。さらにかつて、EEC 加盟6カ国間に不協和音を顕在化させたイギリスの EEC 加盟問題も、攪乱要因にはならなかった。1967年5月、イギリス労働党政権による加盟申請は、ド・ゴール・フランス大統領によって、本交渉に入る前に棚上げされ、高度に政治的な問題へとエスカレートするまでに至らなかったのである。

とはいえ、第二次ヤウンデ協定締結交渉は、すべて順風満帆に推移したわけではなかった。一次産品輸出所得の低迷に悩む AAMS 諸国は、EEC が AAMS 諸国を対象として、ヤウンデ協定の枠組みのなかに輸出所得安定化制度を新設することを主張した。これに対して、フランスと EEC 委員会は、好意的な反応を示した。他方、西ドイツとオランダは、グローバル・アプローチの立場から、EEC 独自の地域レベルでの対応に強い難色を示した。それはまた、ラテンアメリカ諸国、77カ国グループ、UNCTAD(国連貿易開発会議)の強く主張するところでもあった。逆特惠の廃止問題が、GATT 第四部規定(非相互主義原則)の追加により決着をみた直後のこの時期、一次産品輸出所得安定化問題、および工業製品を対象とする一般特惠制度(GSP, Generalized System of Preferences)の導入問題は、グローバル・レベルでの南北アリーナにおいて最も先鋭的な争点となっていた。このような状況の下で、EEC と AAMS 諸国が「結託」して、地域レベルで、独自のスキームを設けることは、南北問題に対する国際的連帯を阻害する陰謀として激しい反発を招いたのである。さらに、第三次欧州開発基金の資金規模も大きな争点であった。いうまでもなくそれは第一義的には、EEC と AAMS 諸国との間の対立であった。しかし、バーゲニング・パワーにおいて依然として圧倒的な優位に立つ EEC を前にして、AAMS 諸国はカウンター・パワーたりえなかった。資金規模の問題は、実質的には EEC の専権事項であり、加盟6カ国間の交渉によって決定されたのである。そこで問題となったのが、イタリアの拠出金であった。第二次欧州開発基金に

において、フランス・西ドイツに次ぐ、第三位の拠出国となった(された)イタリアは、第三次欧州開発基金においても引き続き第三位を維持することを求められた。問題は、具体的な金額であった。というのも、当初イタリアが提案した金額と、フランス・西ドイツがイタリアに期待した金額とが大きくかけ離れていたからである。その結果、これら上位3国間で拠出金額をめぐる激しいやり取りが繰り返された。最終的には、EEC 閣僚理事会議長国ルクセンブルクの仲介により、イタリアが当初の提案より拠出金を増額することで妥協が成立した。しかしこのエピソードは、AAMS 諸国18カ国よりも、EEC の小国ルクセンブルク1カ国の影響力の方が大きいという厳しい現実を露呈するものとなった。

なお1972年5月、モーリシャスが19番目の加盟国として第二次ヤウンデ協定への参加を認められた。これにより、EEC 地域連合協定の中核部分が、英連邦開発途上国に対して開放されることとなったのである。いうまでもなくそれは、1972年1月、イギリスのEEC 加盟条約調印を踏まえたものである。

(2) 英連邦開発途上国への外延的拡大——幻のラゴス協定とアルーシャ協定

第二次世界大戦の終結後、世界各地に点在していたイギリスの植民地は、次々と独立を達成していった。まずアジアでは、1947年にインド・パキスタン、1948年にビルマが独立を達成し、それから遅れること約10年、1957年にはマラヤが独立を勝ちとった。こうしたアジアを舞台とする英領植民地の独立へ向けての動きは、ほどなくして英領ブラックアフリカへと波及していった。すなわち、1957年：ガーナ、1960年：ナイジェリア、1961年：タンザニア(1961年にタンガニーカ独立、1963年にザンジバル独立。1964年に両国は合邦してタンザニアとなった)、1962年：ウガンダ、1963年：ケニア、1964年：ザンビア・マラウイ、1968年：モーリシャス・・・と、サハラ以南のイギリス植民地は、陸続と新興独立国へと変貌を遂げていったのである。

それでは、これらブラックアフリカの旧イギリス植民地国は、フランスの主導でEEC が植民地、さらには旧植民地国との間に構築した一連の「連合」関係をどのように認識していたのであろうか。いうまでもなく、イギリスの植民

地支配下に置かれていた地域は、独立後も、基本的には、英連邦の一員として旧宗主国イギリスと特別な関係を維持していった。とはいえそれは、あくまでも国家主権の尊重、各国の自主性を大前提とするものであり、英連邦は、共通の歴史的・文化的絆で結ばれる、独立した主権国家間の緩やかなフォーラムにとどまった。このような英連邦に属するブラックアフリカの新興独立国にとって、EECと植民地の関係、とりわけEECにおける覇権大国フランスと旧フランス植民地国との関係はきわめて奇異に映るものであった。というのも、植民地の独立後も、両者は引き続き、フランス共同体という制度的枠組みに基づき、経済、社会、文化、司法、政治、軍事と多方面にわたり、包括的な協力関係を持続したからである。しかもそうした協力関係は、緊密な人的ネットワーク(旧植民地国によるフランス人顧問の受け入れ、および旧植民地国エリートのフランス留学等)によって補強されるものでもあった。さらにこうしたフランス共同体諸国の一体的な関係は、国際社会のアリーナにおいても顕著であった。たとえば、フランスと旧植民地国(AAMS諸国)は、国連総会においても一大コーカスを形成して、強力な影響力を行使したのである。

ブラックアフリカの英連邦開発途上国にとって、このようなフランスと旧フランス植民地国との緊密な一体関係は、理解を超えるものであり、その動機に強い疑念を抱かせるものであった。こうして英連邦ブラックアフリカ諸国は、新植民地主義の萌芽として、EECの連合政策に強い警戒心を示したのである。実際、以下の一連の出来事は、こうした政治的警戒心を裏付けるものでもあった。——(1)フランスは、他の5カ国の反対を押し切って、強引に植民地をEECに連合させた。(2)フランスは、1958年10月、フランス共同体への参加に“ノン”の意思表示を行い、即時完全独立への道を選択したギニアに対して、援助の全面的中止、行政機構からの官吏の一斉引き上げという強硬な報復措置をとった。(3)ベルギーは、1960年10月、周到な準備もなしに、いわば投げ出すかたちでベルギー領コンゴを独立させた。その結果、コンゴは、厳しい内乱状態に陥った。(4)西ドイツは、旧フランス領マリの東ドイツへの接近に対して、ハルシュタイン・ドクトリンに基づく、援助の打ち切りで対抗した。

もとよりEECと植民地、ひいては旧植民地国との連合関係は、経済分野に

おける協力関係の推進を課題とするものであった。しかしブラックアフリカの英連邦開発途上国は、そこに新しい形での植民地主義の再現という政治的意図を嗅ぎ取ったのであった。こうした英連邦ブラックアフリカ諸国の疑念をさらに肥大化させたのがイギリスの行動であった。1961年10月から1963年1月にかけて行われたイギリスの第一次 EEC 加盟交渉においては、英連邦開発途上国（植民地）の処遇問題が重要な争点のひとつとなった。この問題をめぐって、フランスとイギリスという二大植民地大国は激しく対立した。ところがその過程において、英連邦開発途上国が旧宗主国イギリスから意見を聴取されることはなかった。交渉は、旧宗主国同士のいわば「ボス交」（トップ交渉）というかたちで進められ、最大の利害関係主体であるべきブラックアフリカの英連邦諸国には当事者能力が認められなかった。イギリスは、英連邦ブラックアフリカ諸国の意向を確認することなく、自国の EEC 加盟に付随する当然の帰結として、これら諸国の EEC との連合を交渉のアジェンダに組み入れたのであった。そこには、英連邦開発途上国の主権に対する配慮は欠落しており、帝国主義時代の行動パターンが踏襲されたのであった。

このような経緯から、ブラックアフリカの英連邦開発途上国は、EEC との連合に強い拒絶反応を示した。それは、エモーショナルな色彩の強い政治的発露であった。とはいえ、EEC との連合に対する、英連邦ブラックアフリカ諸国の態度はやがて徐々に軟化していった。すなわち、政治的・イデオロギー的なフィルターに代わって、経済的なフィルターが優位となり、ブラックアフリカの英連邦開発途上国は、経済合理性という観点から EEC との連合の損得計算を行うようになったのである。それは、以下の出来事に促されるものであった。—— (1) イギリスの EEC 加盟失敗は、イギリスの威信を低下させ、相対的に英連邦ブラックアフリカ諸国の主権国家としての自信を深めさせる結果となった。(2) EEC 共通対外関税は段階的に引き下げられていたが、EEC 市場へのアクセスにおいてヤウンデ連合諸国が有利な立場に置かれていることは明白であった。(3) ヤウンデ協定の草案が明らかになり、それが域外第三国との自由な通商関係の構築を認めるものであることが判明するにつれて、EEC との連合関係の閉鎖性に対する懸念が緩和された。(4) 1963年4月、EEC 閣

僚理事会が採択した宣言は、ブラックアフリカの英連邦開発途上国の主体性を認め、かつ EEC 連合政策の開放性をアピールするものであった。

こうして、4カ国(1+3)の英連邦ブラックアフリカ諸国が、EEC との連合関係の構築に名乗りをあげた。それは具体的には、EEC 閣僚理事会宣言に対して、ローマ条約第 238 条に基づく連合協定の締結で応えようとするものであった。その第一陣は、西アフリカの経済的・政治的大国ナイジェリアであり、第二陣は、東アフリカ共同体を構成するケニア・ウガンダ・タンザニアの 3 国であった¹⁵⁾。

EEC とナイジェリアとの連合協定締結交渉は、1963 年 9 月に開始され、最終的には、1966 年 7 月、ラゴス協定の調印により幕を閉じた。しかしその過程は波乱に満ちたものであり、その結末も劇的であった。そもそもナイジェリアは、ブラックアフリカ・ナショナリズムの急先鋒としてヤウンデ協定を激しく糾弾し、GATT との整合性を強く主張してきた。また、開発途上国から先進工業国に供与される逆特惠に関しても、非相互主義こそ正義に適切であるとする国際世論の高まりを追い風として、その廃止を強く求める立場を貫いた。このようなナイジェリアの立場は、フランスの立場と真っ向から対立するものであり、フランスはナイジェリアとの連合協定の締結に必ずしも積極的ではなかった。EEC がナイジェリアとの連合協定を締結したのは、主として西ドイツとオランダの強い主張によるものであった。両国は、英連邦ブラックアフリカの大國であるナイジェリアとの連合協定の締結は、EEC 連合政策の開放性を国際社会にアピールする絶好の機会として重視したのであった。

このような事情から、交渉の進展は、はかばかしくなかった。さらに、1965 年後半——EEC を襲った悪夢は、交渉をいっそう停滞させるものとなった。EEC 諸機関に対するフランスのボイコット戦術により、EEC は内部分裂の危機に直面し、ナイジェリアとの交渉は棚上げを余儀なくされたのである。ともあれ紆余曲折を経て、EEC とナイジェリアとの間にラゴス協定が調印されたのは、交渉の開始からほぼ 3 年後のことであった。それは、相互特惠に基礎を置く貿易の促進を主眼とするものであった。またそれは、ヤウンデ協定とは対照的に、政治的色彩の希薄なものであった。ナイジェリアの主張を容れて、制

度化は最小限とされ、また政治的圧力行使の手段ともなりかねない資金援助は行われぬものとされたのである。ところでラゴス協定をめぐる政治ドラマは、これで終止符が打たれたわけではなかった。1967年7月に勃発した内戦（ビアフラ戦争）は、ナイジェリア連邦政府とフランス（フランスは、分離独立をめざすビアフラ支援の立場をとった）の関係を悪化させ、結局、ラゴス協定は発効要件を満たすまでに至らなかった。

EECと東アフリカ3国（ケニア・ウガンダ・タンザニア）との連合協定締結の動きは、ナイジェリアの場合とほぼ時を同じくして、1963年に浮上した。これら3国は、連合協定という制度的な枠組みを通じて、EEC市場に対するコーヒーの輸出を確保・促進しようと図ったのである。というのも、第四部連合においてイタリアおよびベネルクス3国に対する特例として認められていた第三国からのコーヒー豆（未焙煎）に対する特別の輸入枠がヤウンデ協定においては廃止の運命にあり、AAMS諸国が強力な競争相手として浮上することに、東アフリカ3国は強い危機感を抱いたからである。ところが交渉は、スムーズには進展しなかった。その理由は、(1)タンザニアのニエレレ大統領は、アフリカ民族主義のチャンピオンとして、逆特惠の廃止を強硬に主張した。(2)ザンジバルとの合邦に際してタンザニアは東ドイツを承認した。これに対して西ドイツはハルシュタイン・ドクトリンを発動して援助を停止し、両国関係は一挙に緊張した。(3)EECを襲った「1965年危機」は、EECを域内利害調整に忙殺させ、域外諸国との対外交渉を停滞させる結果となった。(4)EECとの交渉において、東アフリカ3国が統一的な立場を構築することは容易ではなかった——からである。

そもそもEECにとっては、ナイジェリアとの連合協定の締結が最優先課題とされており、東アフリカ3国との連合協定締結は後回しとされていたのである。したがって、ラゴス協定の締結が本決まりとなるにともない、それをモデルとしてEECと東アフリカ3国との連合協定の締結が一挙に具体化していった。こうして、1968年7月、ラゴス協定の調印に遅れること2年、EECと東アフリカ3国との間にアルーシャ協定が調印された。ただし同協定は所定の期間に発効要件を満たすことができず失効した。その結果、1969年9月、改め

てアルーシャ協定が調印された。EEC 加盟 6 カ国の批准に手間取り、同協定発効したのは 1971 年 1 月であった。それは基本的には、モデルとされたラゴス協定を踏襲するものであった。

注

- 1) Raffer, K. and Singer, H., *The Economic North-South Divide: Six Decades of Unequal Development*, Edward Elgar, 2001, p. 99.
- 2) 国際連合広報局編 (中央大学国際関係法研究会・中央大学図書館訳), 『国連年鑑特別号——国連半世紀の軌跡 1945-1995』, 中央大学出版部, 1997 年, 237 ページ。
- 3) 同上, 237 ページ。
- 4) 以下の記述は、主として次に依拠している。Thomson, A., *An Introduction to African Politics*, Routledge, 2000; Stokke, O. ed., *European Development Assistance Volume I Policies and Performance*, EADI, 1984; 小田英郎, 『アフリカ現代政治』, 東京大学出版会, 1989 年。宮本正興+松田素二編, 『新書アフリカ史』, 講談社現代新書, 1997 年。岡田昭男, 『フラン圏の形成と発展』, 早稲田大学出版部, 1985 年。
- 5) Cf. Lister, M., *The European Community and the Developing World*, Avebury, 1988, pp. 14-18; Ravenhill, J., *Collective Clientelism: The Lomé Conventions and North-South Relations*, Columbia University Press, 1985, pp. 48-51; Twitchett, C. C., *Europe and Africa: from Association to Partnership*, Saxon House, 1978, pp. 1-16.
- 6) 菊地孝美, 「フランスの近代化計画と植民地」, 廣田功・森建資編著, 『戦後再建期のヨーロッパ経済』, 日本経済評論社, 1998 年, 所収, 参照。
- 7) Matthews, J., *Association System of the European Community*, Praeger, 1977, pp. 12-14; Lister, M., *op. cit.*, pp. 18-20; Twitchett, C. C., *op. cit.*, pp. 17-32.
- 8) 国際連合広報局編, 前掲書, 244-246 ページ。
- 9) 岡田昭男, 前掲書, 172 ページ。
- 10) ヤウンデ協定締結交渉過程に関しては、以下を参照。Twitchett, C. C., *op. cit.*, pp. 73-96; Lister, M., *op. cit.*, pp. 34-38.
- 11) Lister, M., *ibid.*, p. 37.
- 12) Cf. Ravenhill, J., *op. cit.*, pp. 48-51.
- 13) ヤウンデ協定の概要に関しては、以下を参照。Lister, M., *op. cit.*, pp. 38-45; Twitchett, C. C., *op. cit.*, pp. 97-114.
- 14) 第二次ヤウンデ協定締結交渉の詳細は、以下を参照。Twitchett, C. C., *ibid.*, pp. 115-117.

成城法学72号 (2004)

- 15) EEC と英連邦開発途上国との連合協定に関しては、以下を参照。Twitchett, C. C., *ibid.*, pp. 143-147; Ravenhill, J., *op. cit.*, pp. 72-77; Matthews, J., *op. cit.*, 33-42.

(おおくま・ひろし=本学教授)